

## 常陸大宮市訓令第45号

常陸大宮市政策・財政会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月19日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

### 常陸大宮市政策・財政会議規程の一部を改正する訓令

常陸大宮市政策・財政会議規程（平成20年常陸大宮市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「政策・財政」を「政策調整」に改める。

第1条中「市の総合計画実施計画における重点事業及び新規事業の選定並びに既存事業の計画変更」を「市の重要施策に関する調査・研究及び進行管理並びに新規事業の選定」に、「政策・財政」を「政策調整」に改める。

第2条中「政策・財政会議は、副市長、教育長、理事、企画部長、総務部長及び審議対象事業の担当部長」を「政策調整会議は、企画部長、総務部長、企画政策課長、総務課長及び財政課長」に改める。

第3条第1項中「政策・財政会議は、副市長」を「政策調整会議は、企画部長」に改め、同条第2項中「副市長」を「企画部長」に、「政策・財政」を「政策調整」に改め、同条第3項中「副市長」を「企画部長」に、「企画部長」を「総務部長」に改める。

第4条の見出し中「企画財政調整会議」を「幹事」に改め、同条第1項中「政策・財政」を「政策調整」に、「企画財政調整会議」を「幹事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 幹事は、企画部長の指示のもとに政策調整会議に付すべき事案の調査及び検討を行うものとする。

第4条第3項中「企画財政調整会議は、企画部長、企画政策課長、総務課長、財政課長及び」を「幹事は、」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第5条中「政策・財政」を「政策調整」に、「庁議に付す」を「市長に報告する」に改める。

第6条中「政策・財政会議及び企画財政調整」を「政策調整」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。